

農業委員会第4回総会議事録

1. 日 時 令和5年10月13日（金）午前9時30分～午前10時30分

2. 場 所 鈴鹿市役所 本館12階 1203会議室

3. 出席委員（17人）

会長 鈴木 秀 会長職務代理者 森田 昭則

1 番 前田 和幸 2 番 間崎 孝至 3 番 桐生 五郎

4 番 渥美 利男 6 番 浦川 広巳 7 番 山中 進

8 番 阪田 泰久 9 番 市川 正之 10 番 渡部 正一

12 番 平子 伸 14 番 上田 みね子 15 番 豊田 栄美子

16 番 大野 久美子 17 番 小林 登志樹 19 番 鈴木 啓之

4. 欠席委員（2人）

5 番 打田 光橋 13 番 稲田 利幹

5. 事務局

農業委員会事務局 伊與田次長，坂総務GL，小林農地GL，吉村，田吹
農林水産課 岡農政GL，久次米，藤田

6. 議事

第1 第1号議案 農地法第3条の規定による許可申請について（所有権）

第2号議案 農地法第3条の規定による許可申請について（地上権）

第3号議案 農地法第4条の規定による許可申請について

第4号議案 農地法第5条の規定による許可申請について（所有権）

第5号議案 農地法第5条の規定による許可申請について（貸借権）

第6号議案 農用地利用集積計画について

報告事項第1号 農地法第18条第6項の規定による通知書について

報告事項第 2 号 使用貸借契約の解約について

報告事項第 3 号 農地法第 3 条の 3 の規定による届出について（相続等
届出）

報告事項第 4 号 農地法第 4 条の規定による届出について

報告事項第 5 号 農地法第 5 条の規定による届出について（所有権）

報告事項第 6 号 農地法第 5 条の規定による届出について（貸借権）

報告事項第 7 号 非農地証明願いについて

報告事項第 8 号 相続税の納税猶予に関する適格者証明について

報告事項第 9 号 時効取得による移転について

報告事項第 10 号 取下願・取消願の承認について

報告事項第 11 号 農地法第 6 条第 1 項の規定に基づく農地所有適格法
人の定期報告について

7. 会議の概要

事務局

ただ今より、鈴鹿市農業委員会第 4 回総会を開会いたします。開会にあたりまして鈴木会長よりご挨拶をお願いいたします。

会長（挨拶）

事務局

鈴木会長、ありがとうございました。今後の議事進行につきましても、鈴木会長にお願いいたします。

議長（鈴木秀会長）

それでは、お手元の事項書に従いまして、議事を進めてまいります。

まず、開会にあたりまして、本日の農業委員会第 4 回総会は、委員の過半数が出席しておりますので、農業委員会等に関する法律第 27 条第 3 項の規定により、本総会が成立しましたことを報告申し上げます。また、議事録署名者を議席番号第 8 番阪田泰久様、議席番号 9 番市川正之様をお願い申し上げます。よろしくお願いいたします。

それでは、議事第1 第1号議案 農地法第3条の規定による許可申請の所有権について、事務局より説明いたします。

事務局

第1号議案 農地法第3条の規定による許可申請の所有権について説明いたします。

議案書1ページ、及び別表の「農地法第3条の借受・譲受人の農業経営の状況」をご覧ください。

まず、3の80番は加佐登地区、申請地は高塚町196番1、登記地目・現況地目とも畑、面積は305㎡です。取得後は野菜、果樹を栽培するとの申請です。なお、新規営農者面接の対象者ですが、地区委員会において特に問題ないことを確認いただいております。また、譲受人の農作業暦、労働力、通作距離、従事日数、保有農機具の状況は別表のとおりです。番号ごとに記載しておりますので都度ご参照ください。

続きまして、7の84番は稲生地区、申請地は稲生町5137番外7筆、いずれの登記地目・現況地目とも畑、面積は合計2,422㎡です。取得後は水稻、野菜、花木を栽培するとの申請です。なお、高齢者面接の対象者ですが、地区委員会において健康面等特に問題ないことを確認いただいております。

続きまして、7の85番は稲生地区、申請地は野村町211番2、登記地目・現況地目とも田、面積は218㎡です。取得後は水稻、野菜を栽培するとの申請です。

続きまして、7の86番は稲生地区、申請地は野村町210番2、登記地目・現況地目とも田、面積は209㎡です。取得後は水稻、野菜を栽培するとの申請です。なお、高齢者面接の対象者ですが、地区委員会において健康面等特に問題ないことを確認いただいております。

続きまして、8の91番は飯野地区、申請地は飯野寺家町729番、登記地目は田、現況地目は畑、面積は1,646㎡です。取得後は野菜を栽培するとの申請です。なお、新規営農者面接の対象者ですが、地区委員会において特に問題ないことを確認いただいております。

続きまして、9の81番は河曲地区、申請地は木田町1631番1外1筆、登記地目・現況地目とも畑、面積は合計で1,981㎡です。取得後は水稻、麦、野菜を栽培するとの申請です。

続きまして、9の87番は河曲地区、申請地は国分町257番2、登記地目は畑、現況地目は田、面積は1,188㎡です。取得後は水稻、野菜を栽培するとの申請です。

続きまして、11の90番は箕田地区、申請地は林崎二丁目880番1、登記地目・現況地目とも田、面積は282㎡です。取得後は野菜を栽培するとの申請です。なお、新規営農者面接の対象者ですが、地区委員会において特に問題ないことを確認いただいております。

続きまして、12の82番は玉垣地区、申請地は土師町1438番、登記地目・現況地目とも畑、面積は193㎡です。取得後は水稻、野菜を栽培するとの申請です。

続きまして、13 の 79 番は若松地区、申請地は若松西一丁目 3137 番、登記地目・現況地目とも田、面積は 1,890 m²です。取得後は水稻を栽培するとの申請です。なお、新規営農者面接の対象者ですが、地区委員会において特に問題ないことを確認いただいております。

続きまして、16 の 89 番は天名地区、申請地は御菌町 3319 番、登記地目・現況地目とも田、面積は 790 m²です。取得後は果樹を栽培するとの申請です。なお、新規営農者面接の対象者ですが、地区委員会において特に問題ないことを確認いただいております。

続きまして、17 の 88 番は合川地区、申請地は三宅町 4005 番外 3 筆、登記地目・現況地目とも田又は畑、面積は 6,813 m²です。取得後は水稻・果樹を栽培するとの申請です。

続きまして、19 の 75 番は久間田地区、申請地は岸田町 27 番 1、登記地目・現況地目とも畑、面積は 609 m²です。取得後は野菜を栽培するとの申請です。なお、新規営農者面接の対象者ですが、地区委員会において特に問題ないことを確認いただいております。

以上、申請件数は 13 件、いずれの案件につきましても、耕作放棄地はなく、農作業への従事要件、地域との調和要件など、農地法第 3 条第 2 項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。

また、書類審査及び地区委員会による審査の結果、申請については特に問題のないものと判断していますので、ご審議のほど宜しくお願いいたします。

議長（鈴木秀会長）

ただ今、事務局から説明がありました第 1 号議案につきまして、何かご意見ご異議ございませんか。

議長（鈴木秀会長）

よろしいですか。別段無いようでございますので、第 1 号議案は全員賛成で承認いたします。

続きまして、第 2 号議案 農地法第 3 条の規定による許可申請の地上権について、事務局より説明いたします。

事務局

第 2 号議案 農地法第 3 条の規定による許可申請の地上権について説明いたします。

12 の 3 番は玉垣地区、申請地は岸岡町 765 番 1、登記地目・現況地目とも田、面積は 1,188 m²です。本申請はこの後に説明いたします、第 5 号議案農地法第 5 条の規定による許可申請の貸借権の 12 の 16 の営農型太陽光パネル設置用地に伴う地上権の設定のための申請です。地上権等の設定に伴う農地法第 3 条第 1 項の許可については、農地法第 3 条第 2 項ただし書の規定により、同項各号の要件は満たす必要はありませんが、権利が設定される農地及びその周辺の農地に係る営農条件に支障を生ずるおそ

れがなく、当該農地をその目的に供する行為の妨げになる権利を有する者の同意を得ていると認められる場合に限り許可するものとされています。今回の申請は、地上権設定の妨げとなる権利を有する所有権者と連名でされていますので問題ありません。

以上、申請件数は1件、農地法第3条第2項ただし書きの地上権が設定される場合に該当し、許可できるものと考えます。また、書類審査及び地区委員会による審査の結果、申請については特に問題のないものと判断していますので、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長（鈴木秀会長）

ただ今、事務局から説明がありました第2号議案につきまして、何かご意見ご異議ございませんか。

議長（鈴木秀会長）

土地の所有者が、自分の都合で、地上権を設定した人に、太陽光の設備を撤去してくれと依頼した場合に、地上権を設定した人が、まだ契約期間が残っているので撤去できませんと言ったら、どちらの権利が強いですか。

事務局

登記していれば、後は契約内容によると思いますが、権利は守られると思います。

議長（鈴木秀会長）

契約が優先すると。地上権を設定した人の方が、権利が強いと聞いていますが。

事務局

貸借権よりも地上権の方が権利が強いと一般的には考えられます。

議長（鈴木秀会長）

他によろしいですか。

別段無いようでございますので、第2号議案は、全員賛成で承認いたします。

続きまして、第3号議案 農地法第4条の規定による許可申請について事務局より説明いたします。

事務局

第3号議案 農地法第4条の規定による許可申請について説明致します。議案書5ページ、及び別紙4ページ目の位置図をご覧ください。

6の18番は白子地区、申請地は白子町1728番6、登記地目・畑、現況地目・雑種地、面積は101㎡です。申請内容は、当該地を駐車場用地とするものです。なお、平成10年頃から、同用途で利用している旨の始末書が提出されており、これを追認しようとするものです。農地区分は、第2種農地と判断されます。

7の11番は稲生地区、申請地は稲生町8871番1外1筆、登記地目・現況地目とも田、合計面積は1,667㎡です。申請内容は、当該地を田から果樹園用地へと変更するものです。農地区分は、農用地と判断されます。農用地は転用を原則として許可しない農地ですが、一時的な利用に該当するため、例外的に許可し得るものと考えていま

す。なお、こちらは1,000 m²を超える案件の為、10月10日に現地確認を実施しています。

18の17番は井田川地区、申請地は中富田町702番1外2筆、登記地目・現況地目とも田、合計面積は1,325 m²です。申請内容は、当該地を太陽光パネル設置用地とするものです。パネル設置面積は、442.65 m²です。農地区分は、第2種農地と判断されます。

20の15番は椿地区、申請地は大久保町1630番136の一部、登記地目・現況地目とも畑、土地の面積は727 m²ですが、営農型太陽光については、ポールが地面に接する部分のみを転用面積と考えますので、本件の場合転用面積は0.27 m²となります。申請内容は、当該地を営農型太陽光パネル設置用地とするものです。パネル設置面積は、344.73 m²です。農地区分は、農用地と判断されますが、一時的な利用に該当するため、例外的に許可し得るものと考えています。

20の16番は椿地区、申請地は大久保町1635番93外3筆の一部、登記地目・現況地目とも畑、合計面積は0.31 m²となります。申請内容は、当該地を営農型太陽光パネル設置用地とするものです。パネル設置面積は、463.22 m²です。農地区分は、農用地と判断されますが、一時的な利用に該当するため、例外的に許可し得るものと考えています。

22の12番は鈴峰地区、申請地は長澤町53番の一部、登記地目・現況地目とも畑、面積は0.31 m²となります。申請内容は、当該地を営農型太陽光パネル設置用地とするものです。パネル設置面積は、457.93 m²です。農地区分は、農用地と判断されますが、一時的な利用に該当するため、例外的に許可し得るものと考えています。

22の13番は鈴峰地区、申請地は伊船町3109番の一部、登記地目・現況地目とも田、面積は0.31 m²となります。申請内容は、当該地を営農型太陽光パネル設置用地とするものです。パネル設置面積は、457.93 m²です。農地区分は、農用地と判断されますが、一時的な利用に該当するため、例外的に許可し得るものと考えています。

22の14番は鈴峰地区、申請地は長澤町56番外1筆の一部、登記地目・現況地目とも畑、合計面積は0.33 m²となります。申請内容は、当該地を営農型太陽光パネル設置用地とするものです。パネル設置面積は、463.23 m²です。農地区分は、農用地と判断されますが、一時的な利用に該当するため、例外的に許可し得るものと考えています。

以上、申請件数は8件、農地法第4条第6項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。また、書類審査及び地区委員会による審査の結果、申請については特に問題のないものと判断していますので、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長（鈴木秀会長）

ただ今、事務局から説明がありました第3号議案につきまして、何かご意見ご異議

ございませんか。

鈴木啓之委員

ポールの面積では分からないので、農地の面積がどれだけなのかを教えて欲しい。

事務局

20 の 15 番が 727 m², 20 の 16 番が 1,372 m², 22 の 12 番が 3,152 m², 22 の 13 番が 2,517 m², 22 の 14 番が 925 m², です。

議長（鈴木秀会長）

他にございませんか。はい。

豊田委員

営農型太陽光は下に何を栽培するのか。

事務局

ブルーベリーを栽培します。

議長（鈴木秀会長）

他にございませんか。はい。

小林委員

太陽光の設置基準は、面積以外に出力にも基準があると聞いたんですが教えてください。

事務局

農地の転用の許可に関しましては、出力のワット数が何キロ以上か以下かは要件に関わりはございません。別の、環境面で 50 キロワット以上の出力のものについては、県がガイドラインを定めていますので、許可書交付の際に、環境政策課からのガイドラインを守ってくださいという案内を付けてお渡ししています。

小林委員

そうすると、農地の許可申請した後に、県のガイドラインが関わってくるということですか。

事務局

農地法の中では、要件に合えば認めさせていただきます。太陽光に関する規制につきましては、国や県がガイドラインを作っていますが、守ってくださいというお願いレベルのものがほとんどで、こういうものはダメです出来ませんというものは無くて、行政指導の範疇でやってくださいというところまでしか規制がございませんので、基準を満たした太陽光の設備であれば、ここではダメですとなかなか言えないのが現状です。

議長（鈴木秀会長）

他にございませんか。はい。

森田委員

営農型ということで、ブルーベリーを栽培するということですが、収穫物の実績報

告の義務はあるのですか。

事務局

営農型につきましては、年に1回の報告義務がありまして、その報告によって収穫量がどれだけかということも含めて確認することになっています。

森田委員

それは何年間ですか。

事務局

営農型の一時転用であれば、3年ないし10年、最長で10年となりますが、毎年報告を受けることになります。

議長（鈴木秀会長）

収穫量が基準に達していない場合は、指導か何かありますか。

事務局

指導することになります。ただ、多くの場合、初年度から収穫できる作物が少ないと思いますので、数年後から収穫するという計画が多いので、まだ、収穫量に対して指導するという状況にはなっていません。

議長（鈴木秀会長）

他によろしいですか。

別段無いようでございますので、第3号議案は、全員賛成で承認いたします。

続きまして、第4号議案 農地法第5条の規定による許可申請の所有権について、事務局より説明いたします。

事務局

第4号議案 農地法第5条の規定による許可申請の所有権について説明致します。議案書7ページ、及び先ほどご覧いただいた位置図の続き13枚目をご覧ください。

1の82番は国府地区、申請地は平野町241番2外1筆、登記地目・現況地目とも田、合計面積は1,318㎡です。申請内容は、当該地を太陽光パネル設置用地とするものです。パネル設置面積は、731.28㎡です。農地区分は、第2種農地と判断されます。

1の83番は国府地区、申請地は平野町278番1外2筆、登記地目・現況地目とも田、合計面積は2,091㎡です。申請内容は、当該地を太陽光パネル設置用地とするものです。パネル設置面積は、1106.81㎡です。農地区分は、第2種農地と判断されます。

1の84番は国府地区、申請地は国府町8174番2、登記地目・現況地目とも畑、面積は991㎡です。申請内容は、当該地を資材置場用地とするものです。受入は、国府町でプレス金型設計製作等を行っておりますが、受注依頼増加による試作品金型の保管場所を探していたところ、本社工場に隣接する土地が見つかったため、今般試作品置場として転用するものです。農地区分は、第2種農地と判断されます。

1の86番は国府地区、申請地は平野町333番外3筆、登記地目・現況地目とも田、合計面積は1,881㎡です。申請内容は、当該地を太陽光パネル設置用地とするもので

す。パネル設置面積は、951.46 m²です。農地区分は、第2種農地と判断されます。

1の87番は国府地区、申請地は平野町325番1外1筆、登記地目・現況地目とも田、合計面積は1,804 m²です。申請内容は、当該地を太陽光パネル設置用地とするものです。パネル設置面積は、999.79 m²です。農地区分は、第2種農地と判断されます。

1の100番は国府地区、申請地は住吉町5500番28外1筆、登記地目・現況地目とも畑、合計面積は3,361 m²です。申請内容は、当該地を太陽光パネル設置用地とするものです。パネル設置面積は、1,709 m²です。農地区分は、第2種農地と判断されます。なお、こちらは3,000 m²を超える太陽光発電事業のため、10月10日に現地確認を実施しています。

2の80番は庄野地区、申請地は汲川原町459番外1筆、登記地目・現況地目ともに田、一部ともに畑、合計面積は921 m²です。申請内容は、当該地を太陽光パネル設置用地とするものです。パネル設置面積は、361.24 m²です。農地区分は、第2種農地と判断されます。

6の90番は白子地区、申請地は白子町3686番1、登記地目・田、現況地目・畑、面積は862 m²です。申請内容は、当該地を資材置場用地とするものです。受人は、とび・土木工事業を営んでおり、既に当該地の隣地で資材置場を有していましたが、事業拡大に伴い、手狭となったことから今般新たに転用しようとするものです。農地区分は、第2種農地と判断されます。

6の91番は白子地区、申請地は白子町2720番3外1筆、登記地目・田、現況地目・水路及び道路、合計面積は66.45 m²です。申請内容は、当該地を道・水路用地とするものです。申請の用途で利用している旨の始末書の提出がありますことから、これを追認しようとするものです。農地区分は、第2種農地と判断されます。

7の96番は稲生地区、申請地は稲生町5236番外1筆、登記地目・現況地目ともに田、一部ともに畑、合計面積は1,278 m²です。申請内容は、当該地を太陽光パネル設置用地とするものです。パネル設置面積は、429.14 m²です。農地区分は、第2種農地と判断されます。

7の101番は稲生地区、申請地は稲生町5248番外1筆、登記地目・現況地目とも田、一部ともに畑、合計面積は783 m²です。申請内容は、当該地を太陽光パネル設置用地とするものです。パネル設置面積は、391.77 m²です。農地区分は、第2種農地と判断されます。

7の102番は稲生地区、申請地は稲生町5244番、登記地目・現況地目ともに田、面積は995 m²です。申請内容は、当該地を太陽光パネル設置用地とするものです。パネル設置面積は、457.92 m²です。農地区分は、第2種農地と判断されます。

9の97番は河曲地区、申請地は国分町918番1の一部、登記地目・現況地目ともに畑、面積は487.52 m²です。申請内容は、当該地を店舗用地とするものです。受人は、造園業を営んでおりますが、苗木や植木等の展示販売に加え、周辺の飲食施設がない

ことから、喫茶店を合わせて行うため、転用を行うものです。農地区分は、第2種農地と判断されます。

10の85番は一ノ宮地区、申請地は高岡町1211番2外6筆、登記地目・現況地目ともに田、合計面積は1,467.61㎡です。申請内容は、当該地を太陽光パネル設置用地とするものです。パネル設置面積は、468㎡です。農地区分は、第2種農地と判断されます。

17の88番は合川地区、申請地は三宅町3291番外8筆、登記地目・現況地目とも田、一部ともに畑、合計面積は4,379㎡です。申請内容は、当該地を太陽光パネル設置用地とするものです。パネル設置面積は、2,311㎡です。農地区分は、第2種農地と判断されます。なお、こちらは3,000㎡を超える太陽光発電事業のため、10月10日に現地確認を実施しています。

17の89番は合川地区、申請地は三宅町2782番、登記地目・現況地目とも畑、面積は618㎡、こちら一体利用地があるため全体面積は2,208㎡です。申請内容は、当該地を太陽光パネル設置用地とするものです。パネル設置面積は、1,926㎡です。農地区分は、第2種農地と判断されます。

17の92番は合川地区、申請地は三宅町2954番外2筆、登記地目・現況地目ともに田、合計面積は1,512㎡です。申請内容は、当該地を太陽光パネル設置用地とするものです。パネル設置面積は、507.49㎡です。農地区分は、第2種農地と判断されます。

17の94番は合川地区、申請地は三宅町2961番、登記地目・現況地目とも田、面積は1,352㎡です。申請内容は、当該地を太陽光パネル設置用地とするものです。パネル設置面積は、507.49㎡です。農地区分は、第2種農地と判断されます。

17の95番は合川地区、申請地は三宅町3295番2、登記地目・現況地目とも畑、面積は208㎡（一体利用地があるため全体面積は1,837㎡）です。申請内容は、当該地を太陽光パネル設置用地とするものです。パネル設置面積は、507.49㎡です。農地区分は、第2種農地と判断されます。

19の81番は久間田地区、申請地は下大久保町2278番1、登記地目・現況地目とも畑、面積は709㎡です。申請内容は、当該地を太陽光パネル設置用地とするものです。パネル設置面積は、343.44㎡です。農地区分は、第2種農地と判断されます。

22の99番は鈴峰地区、申請地は伊船町725番、登記地目・現況地目とも畑、面積は925㎡です。申請内容は、当該地を太陽光パネル設置用地とするものです。パネル設置面積は、489.02㎡です。農地区分は、第2種農地と判断されます。

以上、申請件数は21件、農地法第5条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。また、書類審査及び地区委員会による審査の結果、申請については特に問題のないものと判断していますので、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長（鈴木秀会長）

ただ今、事務局から説明がありました第4号議案につきまして、何かご意見ご異議ございませんか。全員賛成でよろしいか。

議長（鈴木秀会長）

別段無いようでございますので、第4号議案は全員賛成で承認いたします。

続きまして、第5号議案 農地法第5条の規定による許可申請の貸借権について、事務局より説明いたします。

事務局

第5号議案 農地法第5条の規定による許可申請の貸借権について説明致します。議案書12ページ、及び別紙の位置図の後ろから3ページ目をご覧ください。

3の14番は加佐登地区、申請地は高塚町2020番4外1筆、登記地目・現況地目とも畑、一部登記地目・原野、現況地目・畑、合計面積は226㎡です。申請内容は、当該地を農業用倉庫用地とするものです。農地区分は、第2種農地と判断されます。

7の15番は稲生地区、申請地は稲生町5162番、登記地目・現況地目とも畑、面積は545㎡です。申請内容は、当該地を資材置場用地とするものです。受人は、周辺で複数の太陽光発電施設を施工予定ですが、隣接道路の幅員が狭く、大型車両が入れないことから、当該地を一時的な資材置場として利用するものです。農地区分は、農用地と判断されます。農用地は転用を原則として許可しない農地ですが、一時的な利用に該当するため、例外的に許可し得るものと考えています。

12の16番は玉垣地区、申請地は岸岡町765番1の一部、登記地目・現況地目とも田、面積は土地が1,188㎡、ポール面積に換算すると面積0.35㎡となります。申請内容は、当該地を営農型太陽光パネル設置用地とするものです。パネル設置面積は、461.53㎡です。農地区分は、第2種農地と判断されます。

以上、申請件数は3件、農地法第5条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。また、書類審査及び地区委員会による審査の結果、申請については特に問題のないものと判断していますので、ご審議のほど宜しくお願いいたします。

議長（鈴木秀会長）

ただ今、事務局から説明がありました第5号議案につきまして、何かご意見ご異議ございませんか。

議長（鈴木秀会長）

別段無いようでございますので、第5号議案は、全員賛成で承認いたします。

続きまして、第6号議案 農用地利用集積計画について事務局より説明いたします。

事務局

第6号議案 農用地利用集積計画について、別冊の農用地利用集積計画書により説明します。

計画書1ページ目1番は、国府地区です。1番は、使用貸借です。2番は、米30kg

の物納です。

2 ページ目 3 番から 6 番は、庄野地区です。3 番から 5 番は、使用貸借です。6 番は、米 20 kg の物納です。

3 ページ目 7 番及び 8 番は、加佐登地区で使用貸借です。

4 ページ目 9 番から 11 番は、牧田地区です。9 番は、使用貸借及び米 10 kg と 30 kg の物納です。10 番は、米 20 kg の物納です。11 番は、米 30 kg の物納です。

5 ページ目 12 番は、石薬師地区で米 25 kg の物納です。

6 ページ目 13 番から 19 番、7 ページ目 20 番から 24 番は白子地区で使用貸借です。

8 ページ目 25 番は、稲生地区で米 20 kg の物納です。

9 ページ目 26 番及び 27 番は、飯野地区で米 30 kg の物納です。

10 ページ目 28 番から 31 番は、河曲地区です。28 番及び 29 番は、米 30 kg の物納です。30 番は、米 25kg と 50 kg の物納です。31 番は、米 60 kg の物納です。

11 ページ目 32 番から 34 番は、一ノ宮地区です。32 番は、米 15 kg の物納です。33 番及び 34 番は、米 25 kg の物納です。

12 ページ目 35 番は、箕田地区で米 25kg, 35 kg, 50 kg の物納です。

13 ページ目 36 番及び 37 番、14 ページ目 38 番及び 39 番は、玉垣地区です。

36 番は、中間管理機構を通した米 45 kg の物納です。37 番は、中間管理機構を通した米 25 kg と 50 kg の物納です。38 番は、中間管理機構を通した米 30 kg と 60 kg の物納です。39 番は、中間管理機構を通した米 60 kg の物納です。

15 ページ目 40 番は、天名地区で米 30 kg 相当の金納です。

16 ページ目 41 番から 48 番、17 ページ目 49 番から 55 番は久間田地区です。41 番から 45 番は使用貸借です。46 番及び 47 番は 5,000 円の金納です。48 番から 55 番は 10,000 円の金納です。

18 ページ目 56 番は、深伊沢地区で使用貸借です。

19 ページ目 57 番から 64 番は、鈴峰地区です。57 番から 60 番は使用貸借です。61 番は、15,000 円の金納です。62 番は、5,000 円の金納です。63 番及び 64 番は、1 kg の物納です。

以上の内容については、従事日数など、令和 5 年 4 月 1 日改正による農業経営基盤強化促進法附則第 5 条の規定に基づく改正前の同法第 18 条第 3 項の各要件を満たしていると考えます。また、すべてで権利関係者が合意しており、かつ地区委員会でも審議いただき承認されております。なお、附則第 5 条には、施行後 2 年間は従前の例によることのできる旨規定されていることを申し添えます。

以上、ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

議長（鈴木秀会長）

ただ今、事務局から説明がありました第 6 号議案につきまして、何かご意見ご異議ございませんか。

議長（鈴木秀会長）

別段無いようでございますので、第 6 号議案は、全員賛成で承認いたします。

続きまして、報告事項に移らせていただきます。報告事項 1 から 11 につきまして一括して事務局より説明いたします。

事務局（議案書説明）

議長（鈴木秀会長）

ただ今、事務局から説明がありました報告事項 1 から 11 の案件は、すべて書類内容等も完備しておりますので、報告いたします。

報告事項につきまして、ご質問等ございませんか。

森田委員

相続の届出のあっせん希望があった場合に、あっせんにまで結びついているのですか。

事務局

農地法第 3 条の 3 の届出の際に、あっせん希望ありと記載があるものについては、各地区の農業委員会に情報提供させていただきまして、受け手がみえるかどうか確認させていただいております。もし、受け手がおみえということであれば、届出いただいた本人に連絡を取るという流れでございます。

森田委員

受け手がない場合は、どうなるのですか。

事務局

実際には、受け手がないという結果が多いんですけども、そのように報告させていただいております。

議長（鈴木秀会長）

他によろしいですか。別段無いようでございますので、報告事項を終了します。

以上で、本日の議事は、すべて終了いたしました。